

1 児童相談所設置に向けた 文京区の取組について

○総合教育会議

◆令和元年11月5日(火) 午後1時10分～

◇教育委員会室

文京区子ども家庭部児童相談所準備担当課長
木口 正和

2

本日の流れ

- 1 文京区内の児童相談体制と児童相談所の概要
- 2 これまでの経緯
- 3 文京区が目指す児童相談体制
- 4 開設に向けた課題と関係機関との連携
- 5 児童相談所設置市事務
- 6 開設に向けた今後の準備の予定

3

文京区内の児童相談体制

文京区と東京都の2元体制

文京区子ども家庭支援センター

連携



区→都：情報提供、援助要請、送致、通知

都→区：情報提供、協力依頼、

送致（区市町村移管を含む。）、指導委託

会議：要保護児童対策地域協議会（代表者会議、実務者会議）、
実務者ネットワーク会議等

東京都児童相談所児童相談センター

4

児童相談所の概要①

●設置の目的

子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握及び個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。

●設置主体

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市・明石市）

* 全国215か所（平成31年4月1日現在）

●役割

①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。

②市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。

児童相談所の概要②

●業務

①市町村援助

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助

②相談

家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定

③一時保護

④措置：児童福祉施設入所措置、里親委託、児童福祉司指導等

●職員

所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医、弁護士等

●相談の種類

養護相談、保健相談、障害相談、非行相談、育成相談

東京都児童相談所の児童相談の現状 【相談内容別受理件数（児童相談センター）】

（単位：件）

年度	養護 【虐待】	養護 【その他】	保健	障害	非行	育成	その他	合計	虐待相談 件数 【割合】
平成29年度	2,675	468	1	754	302	144	320	4,664	57%
平成28年度	2,214	506	5	766	343	181	270	4,285	52%
平成25年度	835	451	0	662	215	213	242	2,618	32%

*東京都には11か所の児童相談所があり、そのうち児童相談センター（新宿区）が、文京区を含む9区と伊豆諸島、小笠原諸島を管轄している。

*「4152電話相談（東京都福祉保健局が運営している電話相談室）」の件数を除く。

7

子ども家庭支援センターと児童相談所との違いは？

両機関での対応

一般的な相談や虐待対応など、児童相談所と子ども家庭支援センターの両機関で行っている業務も一部ある。（ケース内容により、役割分担をして対応）

児童相談所に特有な機能①

● 専門的な相談への対応

児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。（児童福祉法第11条第1項第2号八及び第12条第2項）

● 医学的、心理学的等の判定機能

児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行う。（児童福祉法第11条第1項第2号八及び第12条第2項）

● 一時保護機能

児童の一時保護の実施及び適当な者への一時保護委託の実施（児童福祉法第33条）

8

子ども家庭支援センターと児童相談所との違いは？

児童相談所に特有な機能②

● 措置

児童福祉司指導（児童福祉法第27条第1項第2号等）、
里親委託、児童福祉施設等への入所措置（児童福祉法第27条第1項第3号等）、
家庭裁判所家事審判請求（児童福祉法第28条等）等

● 法的権限

立入調査（児童福祉法第29条等）、面会・通信の制限（児童虐待防止法第12条）、
児童相談所長の親権代行（児童福祉法第33条の8の2）等

*東京都児童相談所『事業概要 2018年（平成30年）版』参照

これまでの経緯①【平成29～30年度】

- ①平成28年5月 児童福祉法改正
特別区が児童相談所を設置できるようになった。
- ②平成28年9月 検討委員会設置
文京区は児童相談所を設置する方向で検討開始。
- ③平成28年11月 児童相談所設置表明
特別区長会が都に対し、練馬区を除く22区が、児童相談所設置に向けて計画をしていくことを表明。支援と協力を要請。
- ④平成29年3月 住民説明会開催／候補地を取得（小石川三丁目14番）
* 伝通院の隣地
- ⑤平成31年3月 （仮称）文京区児童相談所基本計画策定
検討委員会等での検討を踏まえ、児童相談所設置に向けて基本的な考え方を整理した計画を策定した。

これまでの経緯3【令和元年度】

令和元年度の主な取組

- 「（仮称）文京区児童相談所基本計画」に基づき、児童相談所の具体的な運営方法や課題について検討
 - 児童相談所の基本設計について検討
 - 児童相談所設置市事務についての検討
- * 検討委員会、検討部会等における検討を実施

文京区が目指す児童相談体制①

「(仮称) 文京区児童相談所基本計画」基本方針

『文京区の子どもの最善の利益を守る。』

- 子どもと家庭を対象にあらゆる相談を守備範囲とする総合相談体制を目指します。
- 支援が必要な家庭を早期に発見する積極的な予防的支援を図ります。
- 福祉、保健、教育等の行政機能や関係機関と連携した切れ目のない一貫した相談・支援体制を構築します。

子ども家庭支援センターと児童相談所の2つの機能を一体化した児童相談所とします。

文京区が目指す児童相談体制②

(仮称) 文京区児童相談所 組織図(案)

所長	係	担当
所長	管理係	庶務担当、児童法務担当
	事業係	事業担当、支援担当
	児童相談係	相談担当、調整担当、初動対策担当
	児童福祉係	コーディネーター、第一担当、第二担当
	児童心理係	心理指導担当、治療対策担当、心理判定担当
	一時保護係	保護担当、栄養担当、看護担当

* 副所長を設置する方向で検討中。今後さらに変更することがあります。

文京区が目指す児童相談体制③

(仮称) 文京区児童相談所の規定する職員数 (案)

係	人数	備考
管理係	6	所長1を含む。常勤4、非常勤2
事業係	7	常勤4、非常勤3
児童相談係	14	常勤9、非常勤5
児童福祉係	19	常勤19
児童心理係	13	常勤7、非常勤6
一時保護係	25	常勤9、非常勤16
合計	84	常勤52、非常勤32

*平成30年7月現在の案。今後人数は変更することがあります。

文京区が目指す児童相談体制④

一時保護所の概要①

●施設

児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長等が必要と認める場合に子どもを一時的に保護する施設

●対象

虐待、虐待以外の養護問題、非行などの理由により保護が必要な子ども
(概ね2歳以上18歳未満)

文京区が目指す児童相談体制⑤

一時保護所の概要②

●機能

子どもの安全が確保できる機能を備え、アセスメントする。（保護期間中に子どもの心身の状況、その置かれている環境、その他の状況の把握）

●一時保護所の入所期間

原則として2か月以内（児童福祉法第33条第3項）

●文京区の定員

10名

文京区の児童相談所開設に向けた課題

①職員の確保・育成

児童相談所での勤務経験を有する者の採用、都や他県市の児童相談所への派遣による職員育成等を着実に実施する必要がある。

②関係機関との連携

開設に向けて、学校、教育委員会（教育センターを含む。）等の区関係機関のほか、都、他区、児童養護施設、乳児院、医療機関、家庭裁判所等の外部の関係機関との連携体制を構築する必要がある。

学校・教育委員会と文京区の児童相談所との主な関わり

①教育委員会と児童相談所との連携

- 児童福祉法第27条第1項第3号の措置に伴い転校が必要となる子どもの手続き
- 非行、不登校等の行動を有する子どもへの対応
- 児童相談所による巡回相談や共同の研修等の実施

②学校（幼稚園、小中学校）と児童相談所との連携

- 要保護児童を発見した場合の児童相談所への通告の体制。
- 援助に当たっての連携

※厚生労働省『児童相談所運営指針』（子発第1025第1号、平成30年10月25日）参照

児童相談所設置市事務について

児童相談所設置市とは

児童相談所を設置できる自治体として、政令で指定された自治体

児童相談所設置市に移行する場合、いわゆる児童相談所の機能に加えて、16の事務（児童相談所設置市事務）が東京都から移管される。

<例>

児童福祉審議会の設置に関する事務、小児慢性疾患の医療の給付に関する事務、療育手帳に係る判定事務など

開設に向けた今後の準備の予定

●ハード面

児童相談所の施設整備に向けた、基本設計、実施設計等の実施

●ソフト面

- ①一時保護所も含めた児童相談所の具体的な運営方法の検討
- ②関係機関の皆様との具体的な連携方法の検討
- ③職員の確保・育成等